
監査だより

Vol. 47 (令和元年度 第4回)

岩手県監査委員事務局 令和2年3月発行

☆ 監査委員監査基準を策定しました。 ~令和2年4月1日施行~ ☆

監査委員監査基準は、地方自治法の規定に基づき監査委員が行うこととされている監査等の適切かつ有効な実施を図るため定めたものです。

第1章 一般基準、第2章 実施基準、第3章 報告基準の3章で構成し、監査等の目的、監査委員の責務、監査等の 実施から結果の報告・公表まで、監査等を実施するに当たっての基本原則を定めたものです。

この基準の施行に伴い、現行の「監査委員処務規程」及び「監査、検査及び審査に関する執務基準」は廃止となります。

※ 基準の詳細については、監査委員事務局ホームページ

https://www.pref.iwate.ip/iinkai/kansa/1027898.html を参照ください。

☆ 令和2年度は監査基準に基づき内部統制に依拠した監査を実施します。

監査委員は、毎年度実施計画を策定し、当該年度の監査等を実施しています。

過日決定した令和2年度の実施計画の主な内容は次のとおりです。

なお、実施計画については、別途、監査委員事務局ホームページでお知らせすることとしています。

【実施計画について】

【基本方針】

県の事務事業の執行について、内部統制や改善のプロセスを確認するとともに、予算執行の状況にも留意しながら、正確性、合規性の観点はもとより、経済性、効率性及び有効性の観点からも監査等を実施。

定期監査は、監査基準に基づき、対象となる全機関に対し、財務監査と行政監査を総合的・一体的に実施するとともに、内部統制体制整備、運用に伴い、内部統制に依拠した効果的かつ効率的な監査の実施により、リスクの高い事務事業に重点化した監査を実施。

また、財政的援助団体等監査、指定金融機関等監査、 現金出納検査、決算審査及び財政健全化判断比率等審査 を厳正に実施。

【定期監査の重点項目】

(1) 収入事務

(特に、調定の時期及び金額)

(2) 支出事務

(特に、補助・委託事業の完了確認 及び当該事業目的の達成状況)

(3) 物品事務

(特に、指定管理料で購入した県 に帰属する備品の登録及び協定書 の管理備品一覧への計上の有無)

(1) 収入事務

指摘事項は減少しているものの、 事務処理の誤りは、直接県民に影響を及ぼすおそれがあることや、審査指導監等の審査が入らないことなどにより、支出事務と比較してチェック体制が十分でないことから、令和元年度に引き続き重点的に点検を行います。

(2) 支出事務

補助・委託事業は、一定の行政目的のために実施するものであることから、県の政策推進に適切に反映させるため事業の実施結果の把握は重要であるため、令和元年度に引き続き重点的に点検を行います。

(3) 物品事務

直近の定期監査等で把握した リスクとして、公の施設の管理運 営委託で指定管理者が指定管 理料で購入した備品について、 県に帰属する備品を登録してい ないものがあり、同様事例の再 発防止を図るため、重点的に点 検を行います。

-1-

☆ 令和元年度の監査結果と特徴 ☆

令和元年度に実施した監査の指摘件数は29件であり、前年度に比べ16件減少しました。

(令和2年3月1日現在)

監査の項目別	令和元年度	平成 30 年度	対前年度比	摘 要 (R元の主な内容)
予算経理一般	-	1	Δ1	
収入事務	1	8	Δ7	調定の不適当→1
支出事務	18	18	-	支払の遅れ→5 金額誤り→6、手当関係→6
契約事務	-	6	Δ6	
工事の執行	3	2	1	設計の不適当→1 検査の不適当→2
補助金事務	-	3	Δ3	
財産管理	5	1	4	物品の取得・管理・処分の不適当→5
行政事務の執行	2	6	Δ4	事務事業の執行の不適当→1 許認可事務の不適当→1
合 計	29	45	Δ16	

- ※1 平成31年4月から令和2年2月までに実施したものであり、決算審査意見書の指摘件数とは異なるものです。
- ※2 令和元年度監査実施機関数は 339 機関です。(平成 30 年度監査実施機関数 337 機関)

【特徴】

- ・ 指摘件数は、収入事務が7件減、契約事務が6件減など、前年度に対して減少しています。
- ・ 一方、財産管理は4件増加しています。
- ・ 項目別の主な内容としては、支出事務では支払の遅れや金額誤り、財産管理では物品の取得、管理又は処分の 不適当、行政事務では事務事業の執行の不適当なものなどが見受けられました。
- ・ 誤りや遅れ等の原因として、職員個人の理解不足や、後回しにしたままの失念によるものなどが見受けられました。このことから、組織で問題を共有するほか、発生原因を把握し、組織全体で話し合い、誰が何を行うかを具体的に明示するなど、実効性のある再発防止策が求められます。

また、令和元年度における財政的援助団体等監査の指摘件数は次のとおりです。

(令和2年3月1日現在)

監査の項目別	令和元年度	平成 30 年度	対前年度比	摘 要 (R 元の主な内容)
財政的援助団 体等	ı	2	Δ2	_

※令和元年度監査実施団体数 22 団体(監査対象団体数57団体)

令和元年度行政監査(特定テーマ)の結果



今年度は、「公の施設の安全管理について」をテーマとして行政監査を行いました。 この度、監査結果がまとまりましたので概要をお知らせします。

公の施設の利用者に対する安全対策に努めるとともに、指定 管理者制度が導入されている施設では所管室課等と指定管理 者との情報共有に留意してください。



◆主な監査結果と監査意見◆

監査ポイント1 公の施設の安全点検が適切に行われているか?

約4割の施設がチェックシートを作成しておらず、中には**日常点検を行っていない**施設もありました。

■監査意見■

日常点検を行っていない、又は、チェックシート等を作成していない施設は、**統一的な基準に基づいた 点検の必要性**について再点検し、利用者の安全性の確保に努める必要があります。

監査ポイント2 利用者の安全対策が適切に講じられているか?

- ・約1割の施設が備品等の転倒による被害発生防止対策が未対策、約5割の施設がガラス飛散防止対策が 未対策、約1割の施設が**扉の開閉方向が未確認**でした。
- ・約2割の施設がピーク日の利用者数を把握しておらず、中には利用者数、ピーク日の人数とも把握していない施設もありました。
- · 2施設が避難路を設定しておらず、避難路を職員に周知していない施設もありました。

■監査意見■

- ・利用者の安全対策が未実施の事項がある施設は、**利用者の安全対策**について再検討し、利用者の安全性 の確保に努める必要があります。
- ・利用者数等を把握していない施設は、**災害時の利用者数等の情報の必要性**について再検討し、利用者の 安全性の確保に努める必要があります。
- ・避難路を設定していない施設は、**災害時の避難路を利用した避難誘導**について再検討し、利用者の安全 性の確保に努める必要があります。

監査ポイント3 災害対応マニュアルが適切に作成されているか?

約1割の施設で災害対応マニュアルを作成していませんでした。

■監査意見■

対応マニュアルを作成していない施設は、**災害時の応急対策におけるマニュアルの必要性**について再検 討し、利用者の安全性の確保に努める必要があります。

監査ポイント4 防災訓練等が適切に実施されているか?

- ·約1割の施設で防災訓練等が未実施でした。
- ·約2割の施設で職員に安全管理関連研修を受講させていませんでした。

■監査意見■

- ・防災訓練等を行っていない施設は、**災害の事前対策のほか災害以外の場面にも活かすことができる防災 訓練等の必要性**について再検討し、利用者の安全性の確保に努める必要があります。
- ・安全管理関連研修を受講させていない施設は、**安全管理関連研修の必要性**について再検討し、利用者の 安全性の確保に努める必要があります。

監査ポイント 5 安全管理状況が県所管室課等と指定管理者との間で適切に 共有されているか?

- ・約1割の施設で、安全管理上の課題について**県所管室課等は特になし、指定管理者は何らかの課題あり** と感じていました。
- ・複数の施設で、事故に至らないヒヤリ・ハット事案について特段の情報収集をしていませんでした。

■監査意見■

指定管理者制度を採っている施設は、**県所管室課等と指定管理者との間で安全管理状況の適切な共有が** 図られるよう**留意**する必要があります。

監査ポイント6 公の施設の安全管理に係る指定管理者制度は適切に運用されているか?

指定管理者制度を所管する総務部管財課が指定管理協定書に記載するよう定めている**「危機管理に関する事項」の標準項目**について、**全ての項目を網羅している施設は全施設の約4割**に留まっていました。

■監査意見■

- ・総務部管財課は、「**危機管理に関する事項」の標準項目の各施設での記載状況が適切なものとなるよう留 意**する必要があります。
- ・指定管理者制度を採っている施設の所管室課等は、**所管施設の「危機管理に関する事項」の記載状況が** 施設の態様に照らして適切なものとなるよう留意する必要があります。
- ★ 詳細については監査委員事務局ホームページ https://www.pref.iwate.jp/iinkai/kansa/gyousei/1027491.html を参照ください。



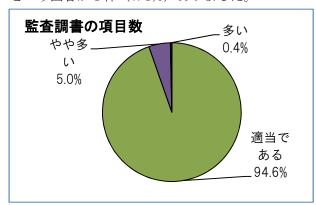
☆ 監査業務に関するアンケート調査の結果 ☆

監査業務について、令和元年度に監査を実施した 339 公所(保健所は保健福祉環境部・センターに含める。) の担当者にアンケート調査をお願いしました。そのうち 280 公所から回答をいただきましたので、その概要について お知らせします。

【監査調書の作成について】

1 監査調書の項目数について

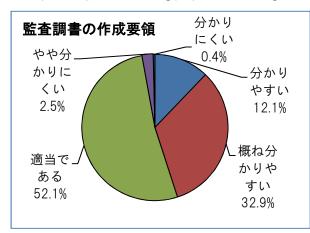
「適当である」という回答が 265 件 (94.6%) ありましたが、「やや多い」という回答が 14 件 (5.0%)、「多い」という回答が 1 件 (0.4%) ありました。



	【回答件数】
・少ない	0
やや少ない	0
・適当である	265
やや多い	14
多い	1

2 監査調書の作成要領について

「分かりやすい」、「概ね分かりやすい」及び「適当である」という回答が合わせて 272 件 (97.1%) ありましたが、「やや分かりにくい」、「分かりにくい」という回答も8件 (2.9%) ありました。

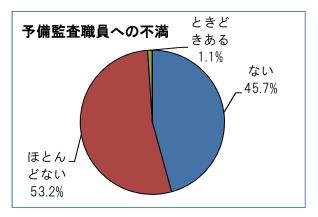


	【回答件数】
分かりやすい	34
・概ね分かりやすい	92
・適当である	146
・やや分かりにくい	7
・分かりにくい	1

【予備監査時の職員の対応について】

3 予備監査時の職員の対応に不満を感じたことはあるか

「ない」及び「ほとんどない」という回答が合わせて 277 件 (98.9%) ありましたが、「ときどきある」という回答が 3 件 (1.1%) ありました。

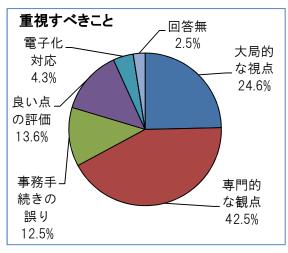


	【回答件数】
・ない	128
・ほとんどない	149
・ときどきある	3
・よくある	0
・いつもある	0

【監査において重視するべきこと】

4 今後監査業務において、どのような点を重視していくべきか

「専門的な観点から指導助言して欲しい」という意見が 119 件(42.5%)、次に「細かいことにとらわれず、大局的な視点から監査して欲しい」という意見が 69 件(24.6%) あり、これらが大きな割合を占めています。



回答件数】
69
119
35
38
12
7

◆ アンケート調査へのご協力に対する御礼

アンケート調査にご回答いただいた公所担当者の皆様には、業務多忙の中ご協力いただき、ありがとうございました。

いただいたご意見ご要望の中には、すぐに対応できないものもありますが、事務局内で検討し、今後の監査業務の改善に反映していきたいと思います。

今後ともよろしくお願いいたします。



